

昭和五十年総理府・文部省令第一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第一条の二第二号の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令を次のように定める。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。

附 則

この命令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年八月一四日総理府・

文部省令第一号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二十二年一月一八日内閣

府・文部科学省令第一号）

この命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。